

仕 様 書

1 名称

吹田第三小学校ほか16校 電話交換機等の更新

2 場所

①小学校

- ・吹田第三小学校（吹田市高城町18番39号）※校舎大規模改造工事実施校
- ・吹田第六小学校（吹田市南清和園町43番1号）※校舎大規模改造工事実施校
- ・千里第三小学校（吹田市千里山西2丁目13番1号）※校舎大規模改造工事実施校
- ・佐井寺小学校（吹田市佐井寺3丁目3番1号）
- ・東佐井寺小学校（吹田市五月が丘西4番1号）
- ・岸部第二小学校（吹田市岸部北4丁目12番1号）
- ・豊津第一小学校（吹田市江坂町1丁目15番42号）
- ・豊津第二小学校（吹田市江坂町2丁目5番1号）※校舎大規模改造工事実施校
- ・江坂大池小学校（吹田市江坂町3丁目13番1号）
- ・片山小学校（吹田市朝日が丘町16番1号）
- ・山田第一小学校（吹田市山田東2丁目33番2号）

②中学校

- ・第三中学校（吹田市中の島町3番51号）※校舎大規模改造工事実施校
- ・第五中学校（吹田市幸町21番1号）
- ・第六中学校（吹田市穂波町16番1号）※校舎大規模改造工事実施校
- ・片山中学校（吹田市竹谷町35番1号）
- ・佐井寺中学校（吹田市五月が丘南5番1号）
- ・南千里中学校（吹田市桃山台4丁目2番1号）

3 履行期間

契約締結日～令和6年9月30日

4 実施日及び時間帯

実施日は、履行期間に準ずる。ただし、8月10日～8月16日は実施日に含まないものとする。

設置作業は午前9時～午後5時に実施すること。

※対象校のうち、校舎大規模改造工事を実施する6校（「2 場所」のうち、「※校舎大規模改造工事実施校」と記載の学校）は令和6年8月26日以降に設置作業を行うこと。

※作業日時の詳細については、発注者と受注者で別途協議するものとする。ただし、発注者から指示があった場合、受注者は各学校と直接日程等の調整を行うこと。

5 更新機器

更新対象となる機器及び数量については、「吹田第三小学校ほか16校電話交換機等の更新設置対象一覧」（以下、「別紙」という。）を参照。

各機器の仕様については以下のとおり。

①電話交換機主装置（アナログ／I S D N回線混在収容可能）

（ア）留守番電話機能内蔵

（イ）外線実装

- ・ I S D N 2 回線とアナログ回線 1 回線の計 3 回線が実装可能のこと。
（最大混在 1 2 ch 収容）
- ・ 現況設置機器に接続されている緊急通報装置（府警ホットライン）については、新設機器に接続し、正常に作動するよう確認をすること。

（ウ）内線実装

- ・ 多機能電話機： 1 6 台以上
- ・ 単独系電話機： 2 台以上

②多機能電話機（1 8 釐表示付、体育館以外分）

- ・ 台数及び設置場所等は別紙のとおり。
- ・ 設置場所については、各学校長と十分に調整の上、現在の設置場所等の状況に合わせて設置すること。
- ・ 通級教室については、職員室等と内線通話ができるよう設定を行うこと。
- ・ 更新機器のうち 1 台は、停電用電話機能を含むこと。

③システムコードレス電話機・システムコードレス用アンテナ

台数及び設置場所等は別紙のとおり。

- ・ アンテナについては、良好な通話状況が可能な場所に設置すること。
- ・ 本コードレス電話機については、システム内の他の電話機と同様、内線機能を有するものとし、使用場所についてはアンテナの設置範囲に限るものとする。

④多機能電話機（1 8 釐表示付、体育館分）

- ・ 台数及び設置場所等は別紙のとおり。
- ・ 体育館内の設置場所については、各学校長と十分に調整の上、現在の設置場所等の状況に合わせて設置すること。
- ・ 停電用電話機を設置すること。
- ・ 体育館に既に設置されている多機能電話機のうち、設置年度が令和 4 年度以降のものについては、他の機器及び回線等と支障なく接続、使用することができる場合に限り、機器の更新は不要とする（別紙 2（ア）参照）。
- ・ 機器の更新により、既存の非常用電話機との接続及び機器の使用に支障が生じる場合は、既に体育館に設置されている非常用電話機は、設置年度によらず受注者の負担により更新すること（別紙 2（イ）参照）。

6 電話交換機の必要機能

①外線発信機能

- ・ 発着信履歴発信
- ・ 共通短縮 1, 0 0 0 場所以上
- ・ ワンタッチダイヤル（1 8 釐機能割付箇所以外）

②外線着信機能

- ・ 着信者番号識別機能
- ・ 着信自動応答・留守番電話機能
- ・ 保留・保留音送出・保留警報
- ・ 昼夜着信切替

- ・個別着信
- ・IVR 機能による振分け

③転送機能

- ・相手を呼び出して転送
- ・相手の内線をダイヤルし受話器を置いて転送
- ・転送呼び返し

④内線機能

- ・音声／トーン呼出切替
- ・内線話中呼出
- ・一斉／グループ呼出
- ・内線会議

⑤留守番機能

- ・留守番の事前アナウンスを作成し、すべての機器に対して必要な設定を行うこと（アナウンス内容は発注者が別途提示する。）。
- ・留守番モードの自動切替（曜日ごと、時間帯ごと（1分単位）に設定できること。）
- ・平日の午後5時～翌日午前8時30分及び土・日・祝日を設置時に設定すること。
なお、祝日については、カレンダーを確認し今後15年間の予定を設定すること。
- ・留守番モードの手動切替
（上記自動切替以外の特休校日にも手動での切替が可能であること。）

⑥通話録音機能

- ・通話録音の事前アナウンスを作成し、すべての機器に対して必要な設定を行うこと（アナウンス内容は発注者が別途提示する。）。
- ・電話交換機又は多機能電話機において、自動、手動いずれにおいても設定が可能であること。
- ・複数台使用時の同時録音が可能であること。
- ・1件あたり180分程度以上の録音が可能であること。
- ・録音時間は1,500時間程度以上であること（外部メモリが必要な場合、外部メモリの調達及び設定は受注者で行うこと）。

⑦停電時の通話機能

- ・バックアップ用電池を接続することによりすべての電話機において20分以上の通話が可能とすること。
- ・バックアップ用電池対応終了後でも通話可能となるよう停電用電話機を設置すること。
（体育館以外分1台、体育館分1台（5④及び別紙を確認のこと。））

7 保証期間

納入及び設置後から1年間とする。

8 同等品について

納入機器については、サクサ製 PLATIAⅢ PT3000Pro（主装置）とそれに付随する多機能電話機及びシステムコードレス電話機 PS800 と同等以上の機能を有すること。

9 実施における打合せについて

- ① 発注者と受注者は、契約後、速やかに打合せ等を開始するものとする。

- ② 受注者は遅滞なく発注者と作業準備に関する打合せを行うものとする。なお、受注者は個別の事項に関して必要とする説明については、関係者に対し、随時行うものとする。
- ③ 機器納入及び設置後、学校担当者に取扱いについて説明をするとともに、製本された取扱説明書を、各学校及び発注者に各1冊納入すること。

10 留意事項

- ① 受注者は責任者を置き、円滑な納入に努めなければならない。
- ② 受注者は作業員に統一した服装、名札、腕章等を着用させ、当該作業員が作業の従事者であることが確認できるようにすること。
- ③ 受注者は諸法令・法規を遵守し、事故の防止に万全を期すものとする。
なお万が一、次の事項に事故が生じた時は、受注者の責任において処理及び補修すること。
 - ・ 第三者、発注者及び受注者の人身事故
 - ・ 作業車両による全ての車両事故
 - ・ 建物等への損傷、破損等の事故
 - ・ 更新機器及び保管物品等に対する盗難・紛失・破損等の事故
 - ・ その他受注者の管理に基づく事故
- ④ 受注者は作業実施にあたり、次の事項を遵守すること。
 - ・ 学校内の施設設備は、学校長の使用許可のある場所のみを使用すること。
 - ・ 作業に関係のない場所に立ち入らないこと。
 - ・ 業務上知り得た秘密に属する事項について、第三者に漏えいしないこと。
- ⑤ 配線はN T T仕様又はメーカー仕様で現況の配線に準じて施工するものとし、室内配線は、プロテクターモールに収納すること。また、配線に劣化等がある場合は適切な処置を行うこと。

11 報告・検査等

- ① 受注者は発注者に対し、作業当日の実施状況や作業開始及び終了時等の報告を行うこと。
- ② 受注者は作業の内容等に不測の事態が発生した場合は、速やかに発注者にその内容等を報告し、発注者の指示を受けること。
- ③ 受注者は検査の結果、不具合があった場合は誠意をもって改善し、改めて検査を受けること。

12 その他

- ① 設置作業中にも通話可能な電話機(2台)を職員室に用意すること。
- ② 現況設置機器に設定された短縮ダイヤル、留守番設定及び電話帳等の各種データを設置作業開始前に収集すること。
- ③ 新設機器設置後、現況設置機器から収集したデータを移行し、必要な設定を行うこと。
また、新設機器に反映する各種データ及び設定等の変更が必要になった場合、発注者の指示に従い、必要な設定を行うこと。
- ④ 留守番設定のタイマー連動等について発注者又は学校と調整を行い、必要な設定を行うこと。
- ⑤ 機器の設置に必要な消耗品、機器の初期設定にかかる費用、現況設置機器の撤去及び処分費、その他、本機器の設置にかかる費用については受注者の負担とする。

- ⑥ 機器設置後、電話機の不通等の不具合や故障が発生した場合、受注者は修繕等の対応を行うものとする。なお、当該修繕等にかかる費用については、保証期間内は受注者の負担とし、同期間が終了した後は発注者の負担とする。
- ⑦ その他、本仕様書に定めのない事項であっても、当然行うべきことは誠意をもって実施するものとし、細部について疑義が生じた場合は、発注者の指示に従うものとする。